

1. 件名：九州電力株式会社玄海原子力発電所 1、2号炉の廃止措置計画に関する面談

2. 日時：令和5年1月25日 17時30分～18時55分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、福原管理官補佐、宮嶋安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 廃止措置統括室長 他5名

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）から、令和4年12月28日に申請があった玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画変更認可申請書について、提出された資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、申請書及び提出された資料に基づき、以下の点等について事実確認を行い、審査会合等において引き続き確認することとした。

- 冷却系設備からの冷却水を停止することに伴う、液体廃棄物及び固体廃棄物の廃棄設備等の変更申請前後の機能維持に係る考え方の違い。
- 原子炉補機冷却水及びディーゼル発電機の電源供給が必要な設備の、変更申請前後の性能維持施設への位置づけに係る考え方の違い。
- 濃縮液バッチタンクを3基から2基へ変更した場合においても、問題なく廃液が処理できること。
- 2号の廃液蒸発装置のこれまでの施設管理の実施状況。

(3) 九州電力から、審査会合等において引き続き確認することについて、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料：

玄海原子力発電所1、2号炉 廃止措置計画変更認可申請書について

以上